

令和 2(2020)年 4 月 30 日(木曜日)

新型コロナウイルス感染症の影響により対象を拡大します

新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないが、こうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方も住居確保給付金の対象といたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により一部要件を緩和しています

支給対象の方に、支給期間中に常用就職に向けた就職活動を行っていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で就職面接会の中止、学校休校などによる子の監護の必要性等により、要件を緩和しています。

住居確保給付金とは

離職や自営業の廃業、休業等に伴う収入減少(※)により、経済的に困窮し、家賃の支払いが困難になって住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分(限度額あり)の給付金を支給するとともに、就労機会の確保に向けた支援を行います。住居確保給付金は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者に対して1ヶ月単位で支払います。

なお、店舗の賃貸料は、対象外です。店舗兼住宅の場合は、事業経費とせず面積按分などにより住居部分の賃貸料がわかれば対象となることがあります。

※休業等に伴う収入減少につきましては、雇用主の都合など、本人の責に帰すべき理由・本人の都合によらないで収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況に至った方に限りません。

対象者

申請時に次のいずれにも該当する方が対象となります。

1. 離職等により経済的に困窮し、家賃の支払いが困難で、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。

2. 申請日において、離職・自営業の廃業の日から2年以内の方。
または給与等を得る機会が本人の責に帰すべき理由、本人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況の方。
3. 主たる生計維持者の方(離婚等により、主たる生計維持者となった場合も含む)。
4. 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の**収入**の合計額が次の収入基準額以下である方(収入には、公的給付等を含む)。

表1

世帯人数	基準額(月収)	収入基準額(月収)
1人	78,000	104,600
2人	115,000	147,000
3人	140,000	174,600
4人	175,000	209,600
5人	209,000	243,600

※6人以上の世帯につきましては、お問い合わせください

※「家賃額」には共益費等を含みません。

5. 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する**預貯金**や**手持金**の合計額が次の表の金額以下である方

表2

世帯人数	預貯金・手持金の上限額
1人	468,000
2人	690,000
3人	840,000
4人	1,000,000
5人	1,000,000

6. 離職や廃業と同程度の状況にある方で離職していない方は、会社からの休業要請、出勤停止や給与通知等の休業や収入減少がわかる書類等をご持参願います。
7. 国の雇用施策による貸付(職業訓練受講給付金)及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

8. 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

支給額（月額）

家賃額のうち、表3の額を上限として、収入に応じて調整された額を支給します。

- ・月収が表1の基準額以下の世帯は、表3の家賃支給額の上限額となります。
- ・月収が表1の基準額を超え、収入基準額未満の方は、次の数式により算定された額
支給額＝家賃額－（世帯の収入合計額－基準額）
- ・共益費や管理費等は支給対象外です。

表3

世帯人数	家賃支給額の上限額
	標準
1人	26,600
2人	32,000
3人	34,600
4人	34,600
5人	34,600

支給期間

1か月毎に支給し、原則3か月間（一定の条件を満たせば3か月間の延長及び再延長が可能となり、最長9か月間まで支給が受けられます）。

支給方法

住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込みます。

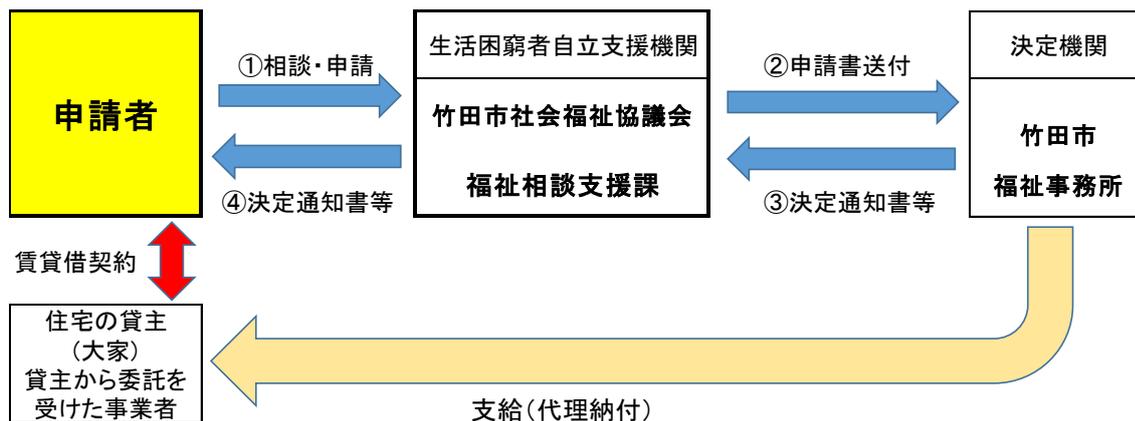
（注）入居費用（敷金・礼金等）は住居確保給付金の対象外であるため、費用については社会福祉協議会の生活福祉資金（総合支援資金）や臨時特例つなぎ資金の貸付けを竹田市社会福祉協議会 福祉相談支援課に相談して下さい。

住居確保給付金の相談について

ご相談希望の場合は、新型コロナ感染対策のため相談者と相談対応者の接触をできるだけ抑えるため、事前に電話連絡を竹田市社会福祉協議会 福祉相談支援課へお願いします。受給要件に当てはまるかどうかなどのご相談を承ります。

申請方法と流れ

所定の申請書類等がそろいましたら、相談窓口の竹田市社会福祉協議会 福祉相談支援課を通して竹田市(社会福祉課)へ提出します。



申請書類など

1. **住居確保給付金申請時確認書** (本人の署名または押印が必要です。)
2. **住居確保給付金支給申請書** (本人の署名または押印が必要です。)
3. 本人確認書類(次のいずれかの写し)
 - 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等
 - ※ただし、顔写真なしの証明書類については2件以上が必要です。
4. 条件により、ア)またはイ)
 - ア) 離職等後2年以内の者であることが確認できる書類の写し
(離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等)
 - イ) 収入を得る機会が本人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、
離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類
(雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、
請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書等)

5. 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
(給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は年金手帳)、その他各種福祉手帳
6. 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
7. 当該住宅にかかる賃貸借契約書及び重要事項説明書の写し
8. 現在、賃貸住宅にお住まいの方は、**入居住宅に関する状況通知書**(様式2-2)を不動産業者等に記入してもらってください。押印が必要です。
住居を失っている方は、(竹田市社会福祉協議会 福祉相談支援課)へご相談ください。

就職活動について

支給対象者は、支給期間中に常用就職に向けた就職活動を行っていただきます。

1. 原則的には、毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けていただきますが、コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、不要です。
2. 毎月1回以上、竹田市社会福祉協議会の相談員による面接等の支援を受けていただきます。コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、電話やメールで状況報告とすることも可能です。
3. 原則的には週1回以上の求人先への応募、もしくは求人先の面接を受ける必要がありますが、コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、不要です。

※新型コロナウイルス感染症の影響で就職面接会の中止、学校休校などによる子の監護の必要性等により、上記要件は緩和されています。

お問い合わせ

- **竹田市社会福祉協議会 福祉相談支援課**
所在地 〒878-0011 竹田市大字会々1650 竹田市総合社会福祉センター内
電話 0974-63-1544 FAX 0974-63-1050